

特定計量器（はかり）の定期検査

「取引」または「証明」に使用する特定計量器（はかり）は、知事が実施する定期検査を受けなければならないことが計量法で定められています。今年は2年に1回の実施年となっていますので、対象となる計量器をお持ちの方は必ず検査を受けてください。

なお、すでに計量士の検査を受けている方は検査の必要はありません。

持ち運びの出来ないはかりの場合や500kg以上計量できるようなはかりの場合は、商工観光課に連絡のうえ、所在場所検査申請が必要となります。

特定計量器 定期検査日程

実施日	時間	場所
4月19日（月）	13：30～15：15	小筑紫基幹集落センター
4月20日（火）	9：30～11：45	宿毛市総合運動公園体育館
	13：00～15：30	
4月21日（水）	9：00～11：45	宿毛市役所裏駐車場
	13：00～15：30	
4月22日（木）	9：00～12：00	宿毛市総合社会福祉センター
	15：40～16：10	すくも湾漁業協同組合沖の島支所
	16：40～17：00	すくも湾漁業協同組合弘瀬出張所



問 商工観光課 ☎ 63-1119

マイナポイントの 対象期間が延長されました



令和3年3月末までに「マイナンバーカード」を申請し、マイナンバーカード受領後、マイナンバーカードを使ってマイナポイントの申し込みを行い、令和3年9月末までに選んだキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をする、ご利用金額の25%分のマイナポイント（上限5,000円相当）がもらえます。

マイナポイントって？

令和2年9月からマイナンバーカードを活用した消費活性化策として、全国共通の買い物ポイント「マイナポイント（上限5,000円相当）」を付与する事業です。



ご注意ください



マイナポイント事業をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等の詐欺にご注意ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178
受付時間【平日】9：30～20：00【土日祝】9：30～17：30

マイナポイント

問 商工観光課 ☎ 63-1119